



7 計画の目標と基本方針

(1) 計画の目標

1) 緑に関する目標

現状		目標
緑被率 令和2年度時点 29.2% ※緑被率は航空写真により おおむね10㎡以上の樹木・ 樹林、草地、農地を抽出し て、算出したもの ※四捨五入により合計が一 致しない	樹木・樹林 12.3%	緑地保全地域等の維持・管理を充実し、森の広場、特 別緑地保全地区等の制度により雑木林面積の維持を目 指します。
	草地 5.2%	河川等の草地の維持・管理を充実し、公園、道路、公 共施設などの管理された草地を増やします。
	農地 11.8%	生産緑地地区の減少の抑制に努めます。
		緑被率は現状維持を目指します。
確保する緑地 ※東久留米市緑地保全計画 における「緑地」は「市内の まとまった雑木林等」と定 義されている。	4.81 ha	東久留米市緑地保全計画に基づき 4.81ha を保全します。
農地 ※令和3年の農地面積 143.8ha は「固定資産の価 格等の概要調書」による	143.8ha	令和7年：135.0ha 令和8年以降：次期農業振興計画による
公園・緑地 一人あたりの公園緑地面積	3.52 ㎡/人 ※令和3年度の公園 緑地面積41.2ha	5 ㎡/人 ※公園緑地面積の増加を目標とします。

2) 水に関する目標

現状		目標
環境基準	落合川 AA 類型 黒目川 A 類型	環境基準を満たすことを目標とします。

3) 生きものに関する目標

現状		目標
調査フォームを用いた市民からの 市民観察種の報告件数	(調査フォームは 新規の取り組み)	生物多様性に関する広報活動の実施をとおして、市 民からの生きものの報告件数の向上を目指します。
「生物多様性」の言葉の意味の認知度※ 「令和4年度市民アンケート」による	31.9%	施策の実施をとおして、生物多様性の言葉の意味の 認知度の向上を目指します。

コラム 8

生活排水のアンモニア性窒素とアユの生態について

水質の環境基準の中には硝酸性・亜硝酸性窒素の項目がありますが、それらが生成される前段階の姿であるアンモニア性窒素も重要な要素であり、生きものの生息・生育と関係が深いと言われています(資料10関連基礎用語解説“水質調査”と“窒素関係”を参照)。

生活排水は下水道への接続が向上して、アンモニア性窒素値は下水道処理場から河川への排出される水は高度処理により低下しています。東久留米の黒目川・落合川にはアユが毎年夏になると見られています。アユは秋に黒目川の下流域で産卵し、孵化した仔アユはエサのプランクトンを求めて新河岸川・隅田川・荒川の汽水・河口域の東京湾まで流下して、冬に河口域・東京湾等で成長。春に隅田川・荒川から綺麗な黒目川・落合川を目指して遡上します。しかし、アユはアンモニア性窒素濃度が3mg/L以上あると回避行動を取り、濃度が高いほど魚類種類数が減少する傾向が見られ、アユの選好性により「アユはアンモニア性窒素の濃度が高い河川には遡上しない」とされています。

アユが遡上してくる東久留米のアンモニア性窒素値は神宝大橋の落合川は0.01～0.02mg/L、黒目川も0.01～0.02mg/Lの値です。春にアユが遡上する黒目川の下流の汽水域のアンモニア性窒素値は新河岸川・隅田川は0.01～7.60mg/L、荒川の秋ヶ瀬堰上から下流葛西橋(江戸川区) 0.01～7.80mg/Lと変動しています。下図表を参照して下さい。

アンモニア性窒素値(NH₄-N) 単位: mg/L

黒目川・落合川 (神宝大橋)	新河岸川			隅田川		荒川			
	いろは橋	芝宮橋	笹目橋	小台橋	両国橋	秋ヶ瀬堰上	笹目橋	堀切橋	葛西橋
0.01～0.02	0.10～0.40	0.17～7.05	0.10～7.60	0.44～3.08	0.23～2.20	0.01～0.25	1.30～7.80	0.28～4.80	0.27～2.60

データ：公共用水域水質データ・埼玉県(2019年度～2020年度)及び東京都(2019年度～2020年度)より

秋ヶ瀬堰下と笹目橋の間にある水再生センターの高度処理は2020年度末に完成しましたので、アンモニア性窒素が低下しています。今後は、もっと数多くのアユが東久留米の黒目川に遡上してくることが期待できます。





(2) 計画の基本方針

基本方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復

水と緑と生きものの拠点は、まちの緑の中心であり、多様な生きものが棲み、市民の憩いの場としてこれからも極めて重要な役割を担います。しかし、宅地化の進行とともに、雑木林や農地の減少とこれに伴う地下水の減少、生物多様性の低下が危惧されており、保全と回復のための対策を進めていきます。

また、都立六仙公園の計画地においては、公園整備と合わせて施設を有効に活用する方策を検討・実施していきます。

基本方針2 水と緑と生きものの回廊の形成

黒目川と落合川・立野川といった河川は、水辺や崖線の緑を形成し、生きものや人の行きかうことを可能とし清流として市民に親しまれています。このような環境を将来に渡り保全するために生活と自然との調和を図り、水量の確保、水質の保全を行っていきます。河川周辺の緑や街路樹も連続性のある緑を形成しており、緑の質の向上と適切な保全を進めます。

基本方針3 まちなみの緑の育成

拠点や回廊とともにまちなみの緑も市内における重要な緑や生きものの生息・生育環境を構成しています。生物多様性に配慮して、公園や街路樹を拡充し、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに市内には農地も多く大木の並木や屋敷林といった古き武蔵野の面影を残す地域が今もあります。緑を大切にする市民意識の高揚を図り、この環境を市民・事業者・行政が一体となって将来に残す方策を講じていきます。

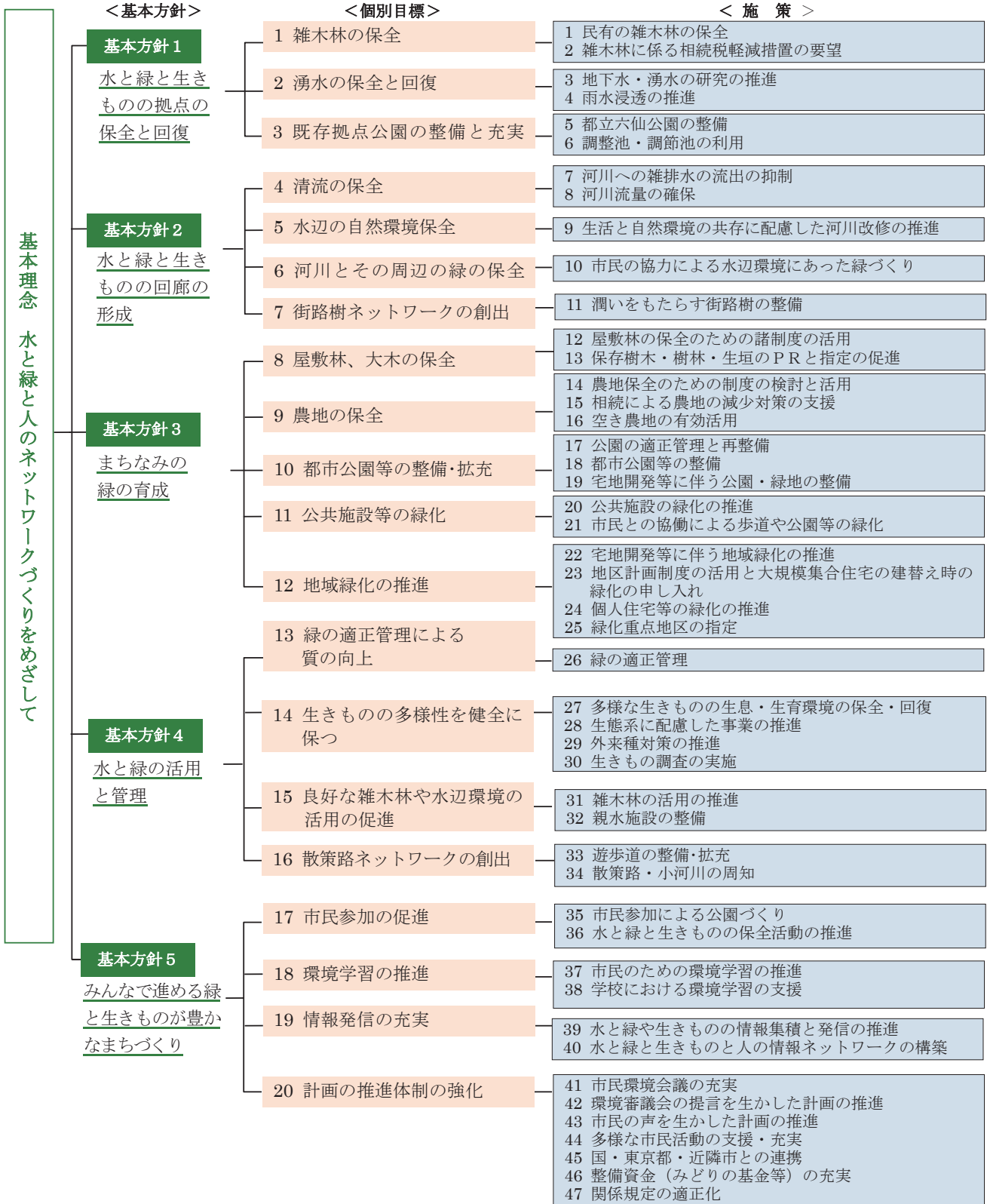
基本方針4 水と緑の活用と管理

これまで緑の保全のために様々な施策を実施してきましたが、雑木林の高木・老木化施設が進んでいます。新たな緑の創出を行いつつも既存の緑においては生きものの生息・生育に配慮し、広く市民が親しめるよう水と緑の質を向上させることが求められています。水と緑の保全・回復・創出を推進して人にも生きものにもやさしい緑づくりを進めます。

基本方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

緑や生きものが豊かなまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとした様々な主体が協働し、課題を解決していくことが必要となります。このため市による情報発信や環境学習の機会を充実させるとともに、市民相互のつながりを深め、活動の輪を広げるための施策を実施していきます。

8 施策の体系





9 施策の内容

基本方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復

個別目標1 雑木林の保全

市内の雑木林の中で、東京都の「保全地域」、市で管理している「樹林地」及び「森の広場」等を保全し、生きものの生息・生育空間として育てていきます。

民有の雑木林や屋敷林も、相続による土地の売却や、宅地化等により減少が進んでいます。

これらの民有の雑木林などを拠点として将来に残すために、緑地保全計画に基づき緑の確保や相続税制度への要望をしていきます。

施策1 民有の雑木林の保全

- 雑木林の減少が進む中、保全すべき価値の高い場所を将来に残すことを目的とした東久留米市緑地保全計画に基づく緑確保の保全対象地については、緑確保の総合的な方針(改定)に確保候補地として位置づけ、保全に努めていきます。
- 用地の確保にあたっては、都市計画法に基づく都市計画公園・緑地として対象地の公有地化を進めていきます。対象地の買収に係る費用として、「みどりの基金」の活用や、その他の財源の確保を検討します。
- 都市公園や保全地域を横切る形で計画されている都市計画道路の整備にあたっては、既存の緑や景観、公園等の機能等にも配慮した整備のあり方を検討していきます。
- 雑木林の保全にあたっては、開発のコントロールによる景観の保全も必要となります。

施策2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望

- 多くの雑木林が相続により売却されている事実を踏まえ、市長会などを通じた他市町村との連携や、相続税の軽減措置を講じるよう国に対して働きかけるよう東京都に要望していきます。

個別目標2 湧水の保全と回復

豊富な湧水が市内を流れる黒目川や落合川の水源になるとともに、市民の憩いの場を形成している拠点もあります。これらは「東京の名湧水57選」「平成の名水百選」に指定されるなど、内外から高い評価を受けています。さらに市では「湧水・清流保全都市」を宣言しました。

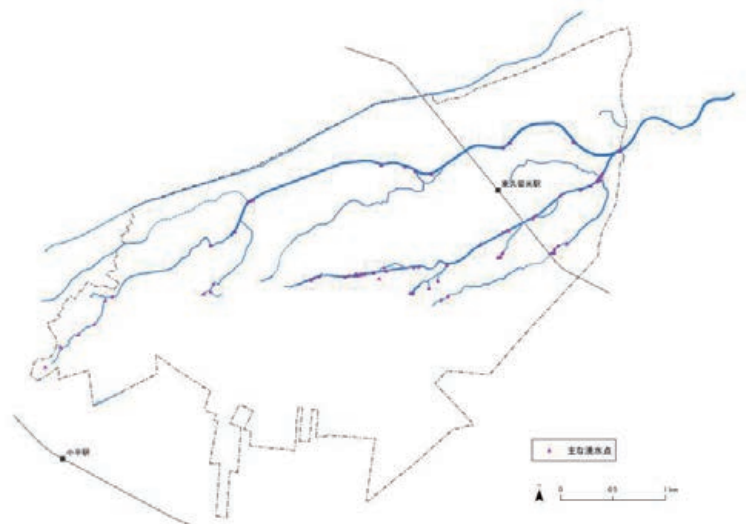
この良好な環境を将来に引き継いでいくために、湧水が現れる仕組みを研究し、必要な施策を実施します。

施策3 地下水・湧水の研究の推進

- 所有者の協力を得ながら、市民と協働で井戸水位の調査を継続し、地下水の状況を把握します。
- 今の湧水環境を確実に効果的に将来に残すために、地下水が湧き出る仕組みを研究し、影響を及ぼす工事の抑制や雨水浸透の推進などにつなげていきます。
- 市と協働で行っている湧水調査については引き続き担い手の確保に努めるとともに、地下水の現況を把握していきます。

施策4 雨水浸透の推進

- 湧水の水源が枯れることのないよう、既存住宅への浸透ます設置の助成等必要な施策を実施していきます。また、補助制度の周知については市報やホームページでのPR活動を充実させます。
- 宅地開発を行うにあたっては、開発事業者に敷地内に雨水浸透施設を設けるよう開発事業者等に協力を求めています。
- 歩道の舗装工事の際には、透水性舗装を採用するほか、空きスペースにおけるグリーンインフラとしての活用を研究していきます。
- 健全な水循環の維持を図るため、公共施設の雨水浸透施設の設置等による雨水浸透を検討します。



湧水点の位置図

※図面上のデータは令和4年3月末現在

個別目標3 既存拠点公園の整備と充実

滝山公園・白山公園などの大規模公園は、これからも市内の水と緑と生きものの拠点として重要ですが、公園施設等の老朽化が進んでおり、施設機能維持のための課題整理が必要です。

都立六仙公園は全面開園に向けた整備が進められています。

市内全域の公園整備や既存公園の活用にあたっては、市民のニーズに合わせた公園のあり方を検討していきます。

こうした公園の有効な活用と生きものの生息・生育の場となるよう、東京都とも協力して事業を進めます。

施策5 都立六仙公園の整備

- 都立六仙公園整備にあたっては、円滑な公園整備と、その後の効果的な活用が進められるよう、東京都と連携を取りながら、事業に協力していきます。また、生態系にも配慮して事業を進めるよう要請していきます。
- 南沢地域と連続した新たな市内の名所の魅力が最大限発揮できる方策を検討していきます。

施策6 調整池・調節池の利用

- 白山公園内の雨水調整池は、市内の水環境の形成にも大きな役割を担っていると考えられます。こうした機能を損なうことのないよう、黒目川における1時間50mmの降雨への対応としての河川改修などの課題整理を進めます。
- 東京都の「黒目川流域河川整備計画」により進められている下谷橋調節池の工事完了後、下谷公園を含め、周辺施設と一体性を持った市民に親しまれるオープンスペースづくりを検討しており、水と緑と生きものと人のつながりがさらに深まるような施設とすることを考慮していきます。



基本方針2 水と緑と生きものの回廊の形成

個別目標4 清流の保全

湧水を集めて流れる黒目川や落合川は、ホトケドジョウをはじめとした多様な生きものの生息域であると同時に、市民の憩いの場として広く親しまれています。湧水・清流保全都市宣言をしている東久留米市においては、この貴重な自然を将来にわたって保全する責務があります。

一方で、このような清流においても、ごみの不法投棄、生活雑排水等の流入などの課題があり、その抑制に努めていきます。また、水量の確保のため、小川用水から黒目川への補水や、多摩川上流域処理水の野火止用水への送水が行われており、今後も水量確保のための方策を講じていきます。

施策7 河川への雑排水の流出の抑制

- 河川の水質悪化を防止するため、家庭雑排水等の公共下水道への未接続ゼロを目指し、啓発や助言を行っています。
- 隣接自治体から流れる水路等においても、家庭雑排水等の流入抑制策を、隣接自治体と協力して検討します。
- 東久留米市の下水は分流式のため、道路側溝は河川水路に通じており、汚濁物の侵入を防止しています。

施策8 河川流量の確保

- 水量の確保のためにも水と緑と生きものの拠点における地下水のかん養を進めていきます。
- 必要に応じて近隣自治体や東京都と協力し、用水路から補水を行うなど水量確保のための方策を講じていきます。
- 雨水浸透を推進すると共に、地下水の揚水制限を守ります。

個別目標5 水辺の自然環境保全

河川における治水対策を考えるにあたっては、広域的な対応が必要となり、黒目川と落合川の合流域をはじめとした一級河川では、東京都の「黒目川流域河川整備計画」による河川整備が進められています。一方、一度消滅した自然環境の回復には長い時間がかかることから、これらの工事施工時においても自然環境に配慮して行わなければなりません。こうした工事が実施されるよう管理者である東京都とも連携し、その実現に向けた取り組みを進めます。

施策9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進

- 東久留米市内を流れる河川には湧水特有の希少な生きものも生息しています。市民生活の安全とそこに棲む生きものを守るために、河川改修や河川を横切る道路の工事にあたっては、自然環境への影響の低減措置を講じるなど、生物多様性に配慮した工事手法の検討等を行います。

個別目標6 河川とその周辺の緑の保全

黒目川と落合川の河川とその護岸には、河川沿いに連なった緑が形成されています。さらにその外側には、住宅地の緑が連続性に幅を持たせ、さらに潤いのある緑を形成します。河川内の緑については広く市民の協力を得てその保全に努めるとともに、隣接する住民に協力を呼び掛け、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

施策10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり

- 河川内の緑の適切な管理を行うとともに、広く市民や事業者の協力を得てその保全を行っていきます。
- 河川に隣接する住民に協力を呼び掛け、河川沿いの緑を充実させ、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

個別目標7 街路樹ネットワークの創出

街路樹は都市計画道路など広い幅員のある道路に設置され、「住まいの近くの緑を感じるもの」（市民アンケート調査）としても高く認識されています。

このような街路樹により、市内に緑のネットワークを形成し、生きものが行き交うことができるようにしていくとともに、安全性にも配慮した市民に親しまれる歩道づくりを進めていきます。

施策11 潤いをもたらす街路樹の整備

- 道路の新設時や再整備の際には、より質の高い緑をつくり出すとともに適正な管理を行っていきます。
- 植栽にあたっては、バリアフリーにも配慮し、すべての人が安全に親しめる歩道をつくります。



基本方針3 まちなみの緑の育成

個別目標8 屋敷林、大木の保全

「東久留米市らしさ」として市民があげるものに「武蔵野の面影を残すまち」があります。こうした緑の保全のため柳窪の一部の地域においては、市街化調整区域として緑の保全が行われています。ケヤキやクヌギなどの大木は、市の保存樹木にも指定され、市民・行政が一体となってその保全を図っています。

こうした古くから残る貴重な樹木も進む宅地化により、その数を減らしています。さらに、樹木の剪定や落ち葉の処理は、所有する方に多くの負担がかかるため、保全しきれなくなったものもあります。

よって、屋敷林や大木の貴重さを広く市民にPRするとともに、諸制度を活用し、可能な限りその保全を進めていきます。

施策12 屋敷林の保全のための諸制度の活用

- ・農地と屋敷林が一体となり、武蔵野の面影を残す地区を指定し、存続のための利用可能な制度(登録有形文化財(文部科学省)、農の風景育成地区制度(東京都)等)の活用を所有者の方とともに検討していきます。

施策13 保存樹木・樹林・生垣のPRと指定の促進

- ・保存樹木等に指定された樹木等の所有者に指定の継続の意向を確認するとともに、新たな指定の促進を図ります。併せて保存樹木等への助成等、必要な施策を実施していきます。
- ・「東久留米の名木百選」の紹介など、市内にある貴重な資源を広く市民に周知することで地域と一体となった保全体制に努めていきます。

個別目標9 農地の保全

農地は市内の緑の3割以上を占めています。都市農地は地下水のかん養機能や災害時のオープンスペース機能、緑の機能を有しており、雑木林などと同様に、その保全が必要となります。

令和2年度時点の市内の経営耕地面積は135.5haですが、平成2年から平成7年にかけてのバブル期において、農地は40ha減少し、以降は微減傾向にあります。

農地が減少する原因としては、農業従事者の高齢化や後継者不足、相続税対策に伴う売却があります。また、令和4年には多くの生産緑地がその指定から30年を経て生産緑地の買取り申出(指定解除)と売却が可能となりました。これによって農地の喪失が危惧されます。

こういった背景を踏まえ、生産緑地地区の指定面積要件緩和と一度解除された農地の再指定等の見直しが行われました。各制度の活用を図り、農業に従事する方の支援と空き農地の活用につなげていきます。

施策14 農地保全のための制度の検討と活用

- ・公共事業等で買収された農地について、代替地のあっせんをスムーズに行い、農地を保全します。
- ・「都市農業経営力強化事業」「都市農地保全支援プロジェクト」「農の風景育成地区制度」(東京都)や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」など、農地維持のための諸制度の活用を検討します。
- ・生産緑地の指定後30年を経過する所有者に対して、買取り申出の時期を10年延長することのできる特定生産緑地制度の指定を引き続き推進します。

- 都市計画法の改正に伴う田園住居地域の指定事例等に注視し、都市計画マスタープランを踏まえ、農地の保全を検討します。
- 農地の持つ生きものの保全や地下水かん養機能などにも着目し、保全意識を高めるためのPRを進めます。
- 農業者および市民の意向把握を行い、担い手が不足する農地における援農体制を検討します。

施策15 相続による農地の減少対策の支援

- 相続税制度について、農業者団体などと研究を行うとともに、事業者からの相談への充実を図ります。
- 相続税納税猶予制度の堅持と必要な改善を、農業委員会・市長会等を通じて、国に対して引き続き要望してまいります。

施策16 空き農地の有効活用

- 事業者の離農意向のある農地を、学童農園、福祉農園、子どもの広場などのオープンスペースや、グリーンインフラとして活用を図ります。
- 多くの市民に農業に関わってもらえるよう市民農園の充実や体験型農園の支援を図ってまいります。

個別目標10 都市公園等の整備・拡充

公園は、緑を感じる場所や生きものの生息・生育場所として有効なスペースです。

新たな公園整備にあたっては、都市公園の分布の均衡を図るとともに、機能性を考慮して配置してまいります。また、公園整備のための様々な手法を検討し実現につなげます。一定規模以上の宅地開発等が行われる際には、規定に基づく、公園や緑の整備が行われています。こうした公園においても事業主等と協議を行いながら、特色ある公園づくりを進めます。

施策17 公園の適正管理と再整備

- 再整備にあたっては、バリアフリーへの配慮や地域防災計画との整合、これからの時代の要請に応えられる設計とするとともに、「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な実施を進めてまいります。
- 白山公園においては、「東久留米市白山公園将来計画検討結果報告書(平成12年12月 東久留米市白山公園将来計画策定懇談会)」及び「白山公園整備に伴う調査委託報告書(平成19年3月 東久留米市都市建設部)」においてその整備の方向性が示されています。雨水処理機能などの都市整備状況、市民意識の変化や都市公園法の改正、生物多様性の保全にも考慮し整備を検討してまいります。
- 生物多様性に配慮して南沢水辺公園・向山緑地公園などの公園を育ててまいります。

公園の指定状況

広域避難場所に指定されている公園等	都立小平霊園
指定緊急避難場所に指定されている公園等	柳泉園組合グラウンド 滝山公園 不動橋広場 小山台遺跡公園 下里本邑遺跡公園 浄牧院・新川第2広場 都立六仙公園

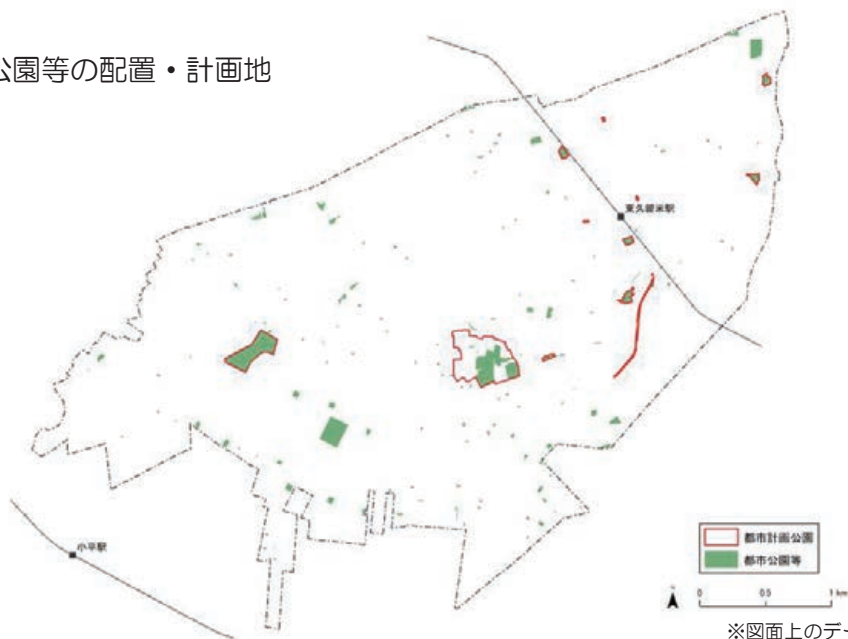
東久留米市地域防災計画（令和4年2月改定）より



施策18 都市公園等の整備

- 都市公園の分布の均衡を図るため、配置及び規模の基準に則した設置を行います。
- 周辺環境や機能性を考慮し、特色のある公園づくりを進めていきます。
- グリーンインフラとしての活用やインクルーシブ遊具の整備など、社会状況の変化に応じて、公園を整備していきます。
- 新たな公園整備にあたっては、補助金の活用や民間活力の導入など工夫を凝らし実現につなげます。
- 市内全域の公園整備・既存公園の活用や整備も含めて、市民のニーズに合わせた公園のあり方を検討していきます。

都市公園等の配置・計画地



東久留米市公園・緑地位置図（公園緑地分布図）より

施策19 宅地開発等に伴う公園・緑地の整備

- 宅地開発等に関する条例に基づく公園等の設置においては、事業主と協議を行いながら、特色のある公園づくりを進めていきます。
- グリーンインフラとしての活用やインクルーシブ遊具の整備など、社会状況の変化に対応できるよう公園整備基準の適時見直しを行います。

コラム 9

都市公園の歴史について

わが国における公園の成り立ちは明治6年の太政官布達に端を発します。この太政官布達により、明治20年までの期間において寺社の境内や馬場などの人々が集う空間のほか、城址や庭園など武家の旧私有地を含める84箇所が「公園」として指定されました。

その後、戦後の混乱と経済成長の最中明確なルールを有していなかった公園は、戦争引揚者の仮設住宅建設や進駐軍の接収など、多くの受難の末、荒廃と崩壊を招く結果となりました。

これを受け、昭和31年には、公園に関する規制や基準を明確化させるため都市公園法が制定され、三種の神器と呼ばれた「ブランコ」「すべり台」「砂場」の設置等整備水準のほか、配置標準や管理基準が設けられました。量的、面積整備が一定程度進むなかで、昭和40年代頃からは公園の質的な整備も求められるようになり、箱ブランコや回転ジャングルジムなど、激しい運動を伴うスリリングな遊具が多くの公園に設置されてきました。

平成初期頃になると、これら高度経済成長期頃に設置されてきた遊具は、経年による老朽化が進むとともに、遊具に起因する事故が多発したことから、平成14年には、国土交通省よって「都市公園における遊具の安全管理に関する指針」が作成されるなど、全国一律の安全基準が定められ、今般、各自治体では徹底した安全対策が講じられています。

平成29年には、都市公園の有する社会資本としての多面的機能(公園ストック)を効果的に最大限引き出すことができるよう大幅な規制緩和を伴う都市公園法の一部改正が行われ、これまでの「量の整備を急ぐステージ」から社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景として「緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ」に移行することが求められています。

さらに近年では、あらゆる子ども達と一緒に遊べる「インクルーシブ遊具」(用語の詳細は資料10 関連基礎用語解説も参照。)が普及し始めているほか、公園にはグリーンインフラとしての機能が求められているなど、都市公園を取り巻く環境は日々進化を続けています。

一方、東久留米市では、公共施設や道路、下水等の都市インフラストラクチャーの老朽化が進行し、公園施設の補修、更新等に対する優先的な対応が困難となる中で、平成28年に「東久留米市公園施設長寿命化計画」を策定し、社会資本整備総合交付金を活用した計画的な維持管理に努めていますが、市民一人当たりの公園敷地面積が、条例で定める標準面積5㎡に満たないことや、相続に伴う農地の宅地化等を踏まえれば、更なる公園整備が求められることは必然です。加えて、公園面積の拡大に比例して維持管理経費の増加が見込まれるとともに、多様化する市民ニーズへの対応などが求められる中では、これら都市公園を取り巻く課題に対して、民間資金・活力を最大限活用する方策を検討することが肝要です。

こうしたなか、今後の公園環境の整備にあたっては、市政運営における重点的な取組みとして位置付けている子育て支援、そして子どもたち自身への支援の一環とした「ボール遊びのできる公園整備」に加え、公園ストックを効果的に活用した特色ある公園づくりとともに、様々な地域課題、行政課題と併せて解決する視点が必要です。



東久留米市の公園と遊具



個別目標11 公共施設等の緑化

公共施設は、地域の人々が多く集まる場所でもあり、親しみのある交流の場とするとともに緑化のモデルになるよう、施設周辺部の緑化を図ることが大切です。

公共施設の整備が一定程度進んだ現在においては緑化余地のある部分の緑化を推進します。また、多くの市民を巻き込んだ新たな担い手による緑化を推進します。

施策20 公共施設の緑化の推進

- 既存施設における緑の保全を行うとともに、駐車場の緑化など、施設の新設時には地域のモデルとなる質の高い緑化を進めます。

施策21 市民との協働による歩道や公園等の緑化

- 歩道や公園等において、市民と協働し、緑化を推進します。
- 地域住民等による公園等の管理を促進し、施設への愛着を深めてもらうとともに、多様な公園づくりを進めます。

個別目標12 地域緑化の推進

宅地化が進行した現在においては、住宅や事業所における緑化も、まちなみの緑の重要な要素となっています。

土地の開発や集合住宅の建替え時には、開発事業者等と共同で、より良い緑化を推進します。また、環境意識の高まりから規定以上の緑化が進められるケースも多く、そのようなモデルの紹介などを通じてさらなる意識の醸成を図ります。さらに、市内全域を緑化重点地区に指定するとともに地域のまちなみに応じた緑の育成を推進します。

施策22 宅地開発等に伴う地域緑化の推進

- 接道部の重点緑化など規定に基づく緑化を進めていくとともに、地域緑化を積極的に進める開発事業者等と協力し、そのノウハウも生かした地域緑化を進めていきます。

施策23 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替え時の緑化の申し入れ

- 地区計画制度の活用による新たな緑の空間を創出します。また、大規模集合住宅の建替えにおいては、既存の緑を生かしつつ、より豊かな空間を創出するよう事業主に協力を求めています。

施策24 個人住宅等の緑化の推進

- 地域の緑化は、その多くが市民の自主的な活動により支えられています。その活動をより発展させるために、先進的な取組の紹介や助成を検討します。

施策25 緑化重点地区の指定

- 市民や事業者、行政による緑化活動は、地域を問わず実施される必要があるため、引き続き市内の全域を緑化重点地区として活動を推進していきます。
- 緑化重点地区においては、市民緑地認定制度等の様々な制度の活用も検討します。

基本方針4 水と緑の活用と管理

個別目標13 緑の適正管理による質の向上

市内の雑木林では、樹木の高木・老木化が年々進んでいるほか、近年ではナラ枯れによる枯損が多く確認されています。このような樹木の放置は、強風時には、倒木により人命に関わる事故につながりかねません。また、ナラ枯れと猛毒を持つカエントケの発生についても関連性が報告されています。樹木の老木化や枯損は光合成を少なくし、新たな植生を阻害するため、その適正な管理を行っていきます。また、設置から年月が経った公園においては施設の老朽化が進んでいます。これからの時代の要請にも応えられる公園として、計画に基づいた再整備を行っていきます。

施策26 緑の適正管理

- 公園の植生や街路樹等の隣接地への越境枝等の剪定や枯損木の伐採、樹木林の若返り(高老木の更新、萌芽(ぼうが)更新)を行います。また、土壌の再生や崩壊の防止に取り組みます。
- 補助金など緑の適正管理に係る財源の確保に努めるとともに、計画的に管理を行っていきます。
- 民有地の緑の適正な管理を呼び掛けていきます。
- 不法投棄や植物の盗掘、持ち込みを防止します。
- 特別緑地保全地区においては、それぞれの地区の保全計画に基づく管理を行います。

コラム10

ナラ枯れ・カエントケ

東久留米市内では、葉の色が赤褐色に変色して立ち枯れてしまっている樹林を見かけることがあります。これは、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によって、ナラ類(コナラ)、シイ・カシ類(シラカシ、アラカシ、スダジイ、マテバシイなど)の樹木を枯らす伝染病であるナラ枯れによるものです。平成2年(1990年)ごろから本州日本海側で被害が確認され、近年、全国的に被害が広がっており、市内においては、令和2年(2020年)8月ごろから緑地保全地域等においてナラ枯れの発生が確認されています。

また近年、緑地で「カエントケ」と呼ばれる猛毒のキノコが確認されています。カエントケは燃えるような炎(火災)のような形をしており、毒性が非常に強く触れるだけでも危険なキノコであり、ナラ枯れ被害木の周辺で発生しやすいと言われています。カエントケは、キノコの仲間です。胞子で広がり、生きものの体で糸のような菌糸で体をつくります。

速やかな除去が必要であるため、ぜひ普段から緑地のキノコをよく見ていただき、カエントケらしいと思ったら絶対に触らず、市までご連絡ください。



ナラ枯れによる枯死木



カエントケ



個別目標14 生きものの多様性を健全に保つ

市内ではこれまでに、少なくとも2百種類以上の国内における希少種(絶滅危惧種等)をはじめとした多様な生きものの生息・生育が確認されています。

多様な生きものの生息・生育空間となり得る質の高い水と緑の保全を行っていきます。また、外来種が市内においても確認されていますが、在来の生きものの生息・生育が危ぶまれるケースもあり、その駆除や啓発を通じて種の保存を図っていきます。

こうした生きものの生息・生育状況は、継続した調査が必要であり、市民と行政と協働で調査を実施していきます。

施策27 多様な生きものの生息・生育環境の保全・回復

- 絶滅危惧種のアブラハヤ、ホトケドジョウ、ナガエミクリなどを含む野生在来種の保全など、様々な動植物の生息・生育に必要な自然環境を保全・回復します。
- 絶滅した生きものの生息・生育環境再生を検討します。
- 市の鳥であるオナガをはじめとした多様な鳥類が生息できる環境を創出するため、市内公共施設における樹種を検討します。
- 生きものの生息場所の保全にも配慮します。

施策28 生態系に配慮した事業の推進

- 各種事業を行う場合は、地域の生態系に配慮し、保全・回復に努めます。
- 生物多様性に配慮した周辺管理を行います。

施策29 外来種対策の推進

- アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクなどの特定外来生物は、在来の生態系をかく乱するなどの危険性を有しています。よって、市内に生息・生育する外来種の情報を蓄積し、外来種情報の市民への発信や、駆除・排除等を通じて、在来種の保護を行います。
- 特定外来生物の他にも、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、ワカケホンセイインコなどの、幅広く生態系等に悪影響を及ぼすおそれのある外来種(生態系被害防止外来種)を拡げないようにします。
- 市内の有害鳥獣対策を進め、広報による有害鳥獣情報の市民への啓発活動を展開します。
- 植物の盗掘や動植物の持ち込み、残土の廃棄を防止します。

コラム 11

市内河川に持ち込まれた 増殖中の危険な植物(ウチワゼニクサ)

当市には、黒目川や落合川、立野川などの市内のわき水を起源とする中小河川があります。立ち入り制限のない開口部も設けられており、親水公園やいこいの水辺などでは水遊びや魚とりの人で賑わいます。

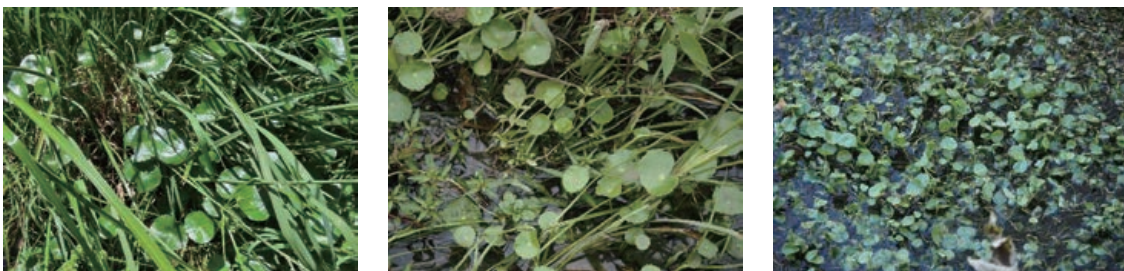
2018年の夏頃、それら河川での撮影時に気付いたことがありました。チドメグサを大きくしたような植物が目にとまり、カメラに収めました。インターネットで確認すると『ウコギ科ウチワゼニクサ』と判明。水生植物で、原産地はアメリカ南部の湿地や河川と記述されていました。鳥などの生きものが運ぶとは思えないことから、誰かが鑑賞用で購入したものを川へ持ち込んだと思われる。

同じく2018年には、福岡県にある高等学校の自然科学同好会の生徒等がこの植物の繁殖と駆除の研究発表を行っています。同県では、同年4月に作製した「侵略的外来種リスト2018」で「要対策外来種」の一つに位置付けました。

現在、黒目川の下里4丁目付近の親水公園および落合川の大門町2丁目から神宝町1丁目付近、立野川に架かる大沢鉄橋下流部の浅間町1丁目・3丁目付近にて繁茂状態です。結果、周辺部にある在来の水生植物を脅かす事になります。更に、一旦繁殖すると駆除が難しく時間と労力を必要とします。

その他、市内の河川では水生植物で特定外来生物(資料5 生きものの現況 を参照)のオオフサモや要注意外来生物のオオカナダモなども生育範囲を広げています。

皆様へのお願いです。市内河川への植物を含む生きものの持込みは絶対におやめください。



ウチワゼニクサ

左から、黒目川下里4丁目・落合川大門町2丁目・立野川浅間町1丁目で確認したもの



施策30 生きもの調査の実施

- 生きもののモニタリング調査の結果は施策の点検管理の指標の一つとして位置付けるとともに、生きものの保全に対する市民の意識啓発にも活用します。
- 調査では、市民の継続的な観察が可能な種(市民観察種)と、特定の生息・生育条件との結びつきが強く、生息・生育環境を代表する種(代表種)を設定します。
- 市民観察種調査の実施方法については、市民が参加しやすい仕組みを検討し継続的な実施を行っていきます。
- 代表種調査では、区域を絞って市民団体等で行われる確認数調査の結果の集約や、今後実施する広域調査の2種類の調査を実施します。
- 市民観察種調査、代表種調査、及び東京都の調査結果のとりまとめや、その調査の空白区域の補完のため、5年に1回程度、市内の広域な生きもの分布状況と生息・生育環境の把握のための調査を実施します。
- 市民と行政が協働で調査を継続し、これまで行われてきた市民活動等の成果を集約し、データを共有し、その意味するところについて検討し、今後の方向性を協議していきます。

個別目標15 良好な雑木林や水辺環境の活用の促進

水や緑はただ存在するだけでなく、生きものの生息・生育に配慮しつつ、多くの市民が触れ合うことが肝要です。すでに東久留米市の魅力として触れることのできる自然環境が認識されつつありますが、必ずしもすべての市民に知られていない実情があり、市の魅力を一層高めるためにも、水と緑を市のシンボルとして活用することが必要になります。

施策31 雑木林の活用の推進

- 多様な生きものの生息・生育域の保全のため、人が立ち入れる場所の明確化を図り、多様な自然環境を維持しつつも、より多くの市民がその魅力を知り、親しむことができるよう雑木林を管理・整備します。

施策32 親水施設の整備

- 東京都が行う河川改修に際して、市民が水に触れたり、水辺の観察ができる新たな場の整備を要望します。
- 黒目川上流域の親水化施設をより多くの市民に広めていきます。
- 立野川や野火止用水、及び弁天川などの小河川のあり方を検討します。

個別目標16 散策路ネットワークの創出

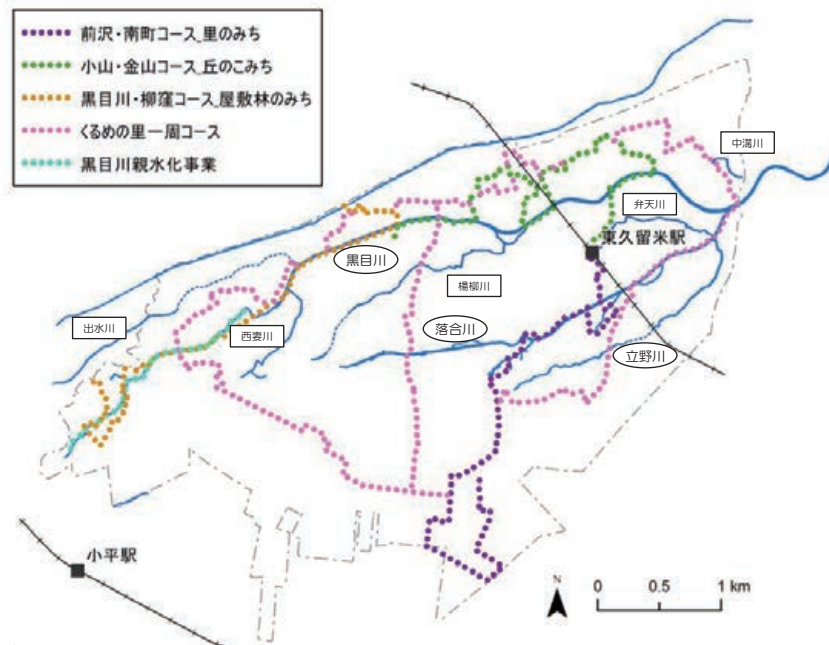
遊歩道は、身近に緑を感じることができる生活道路です。また、出水川や揚柳川の遊歩道は、一部蓋掛けされた川の上の通路です。花壇の設置や緑の質を確保することにより遊歩道としてさらなる充実を図ります。また、水と緑と生きものの拠点をつなぐ散策路ネットワークと合わせて多くの市民に紹介していきます。

施策33 遊歩道の整備・拡充

- 前沢、滝山地域の遊歩道や、たての緑地、黒目川や落合川の河川沿いの歩道の保全とさらなる充実を図ります。

施策34 散策路・小河川の周知

- 市内の散策路には「くるめの里一周コース」「雑木林のみち(東京都)」のほか、健康づくりのために作成された「わくわく歩くるめマップ」1～4の8コースなどがあります。より多くの市民に市内の魅力を知ってもらえるよう、散策マップなどにより紹介していきます。
- 市内には、出水川、揚柳川、西妻川、中溝川、弁天川といった小河川があり、市民へのさらなる周知を図ります。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

散策路と河川・小河川の位置



基本方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

個別目標17 市民参加の促進

緑の基本計画が策定され、落合川水生公園・南沢水辺公園の設置など多くの施策を市民参加のもとに実施してきました。

市民団体による雑木林の管理や、公園・道路等への苗木の植栽が行われているなど、市民や学校、事業者などによる活動が進められています。落合川と南沢湧水群が「平成の名水百選」に選考された理由のひとつにも、活発な市民の活動があげられました。

一方で、参加者の固定化及び高齢化、そして新規加入者の減少が多くの市民団体で課題となっており、新型コロナウイルス感染症による活動機会の減少も見られました。これまでに積み上げられた活動を継続し、より充実するためにも、参加者のすそ野を広げる対策が必要になります。

また、ペットの遺棄や野生動物への餌やりは、もともとの生態系を乱し、その種のためにもなりません。市民一人一人の取り組みが生きものの保全にもつながります。

施策35 市民参加による公園づくり

- 新たな公園の設置や、公園の再整備にあたっては、より多くの市民の声を取り入れ、市民が利用しやすく、より親しめる公園づくりを進めていきます。
- 既存の公園を活用して、市民により親しんでもらえるよう、近隣住民の意見を参考に、公園ごとに特色のある公園のあり方を検討していきます。

施策36 水と緑と生きものの保全活動の推進

- 雑木林・公園・河川の保全活動、まちなみ緑化、農業支援などのボランティア活動を体験することにより、広く市民が水と緑と生きものの大切さに気づいてもらえるようにします。
- より多くの市民が活動に加わることができるよう、管理マニュアル(手引き)の作成や自治会や地域の親子の参加を促すなど、活動のすそ野を広める方策を検討します。
- 「保全地域体験プログラム」や「野火止用水6市共同クリーンデイ」など、東京都や近隣市と連携して保全を進めていきます。

個別目標18 環境学習の推進

地域の水と緑と生きものの保全・回復のためには、市民一人ひとりの理解と実践が大きな力となります。そのために行われている環境フェスティバルや環境ウォッチングは、市民との協働でのイベントとして定着してきました。また、生涯学習事業の一つである市民大学の講座や多摩北部広域行政圏協議会(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)での事業も実施されるとともに、市民の主催によるイベントも盛んに行われています。学校においては環境ポスターコンクールへの参加や、「総合的な学習の時間」における市内の河川や農地などの教材を活かした環境教育が実施されました。

今後は、様々な事業の成果を統括・整理するとともにさらなる推進を図ります。

水と緑と生きものの知見を次代に引き継いでいくためには、学校における環境学習が重要であるため、学習のための体制整備を学校と協力しながら構築していきます。

施策37 市民のための環境学習の推進

- 環境フェスティバルや環境ウォッチング等の市民意識を高める活動を継続して行います。
- 水と緑と生きものを、市の魅力として様々な部署における講座等においても取り上げます。
- 地下水かん養機能や農地の持つ生きものの保全などにも着目し、都市農業者と連携した体験学習を推進します。
- さらに多くの市民の理解を進めるため、市民による啓発活動を推進します。

施策38 学校における環境学習の支援

- 緑とそれを育てる水と大地の大切さを自然と触れ合うことや研究等を通じて学びにつなげます。
- 総合的な学習の時間等を通じて、黒目川や落合川、立野川など地域の教材を活かした環境学習を推進します。
- 地域が一体となって、学校の行う環境学習を支援します。

個別目標19 情報発信の充実

市内の緑が減少してきた中で、今も残る限られた緑を有効に活用するためには、情報の集積と発信が有効な手段となります。また、水と緑と生きものの保全のためには、より広い市民意識の高まりが必要になり、その啓発のためにも情報発信の充実を図ります。市内においては市民の多様な活動・調査などが実施されており、これらの情報を市民と共有し情報の質を高めていきます。

施策39 水と緑や生きものの情報集積と発信の推進

- 環境フェスティバルや環境シンポジウムを通じて「湧水・清流保全都市宣言」を広く市内外に発信します。
- 「湧水マップ」「東久留米の名木百選」等の刊行物やインターネット上での情報発信、公共施設等での展示など様々な手段によって市民が地域の生きものや生態系を知る機会を増やします。
- ホトケドジョウなどの希少生物を通じて、保全意識の啓発を行います。
- 地域の自然観察会などを開催し、市民が生きものの調査を続けられるような取り組みを進めます。
- 湧水が豊かな東久留米市の生態系保全の象徴として、「市の魚」を検討します。
- 野生の生きものの生育環境を乱す安易な餌やりの防止や、飼っているペットや植物は責任を持って育て、河川や雑木林へ投棄しないよう市民に意識の啓発を行います。

施策40 水と緑と生きものと人の情報ネットワークの構築

- 市民による水と緑の保全活動等の情報を、より多くの市民に伝える情報ネットワークのあり方を検討します。

個別目標20 計画の推進体制の強化

計画の推進のためには、市民・事業者・行政の連携が欠かせません。

環境基本計画の策定に合わせて設置された市民環境会議・環境審議会の充実と、市民活動のさらなる充実のための支援を行います。また、水と緑と生きものの保全のための財源の確保も大きな課題です。財源の確保のためには「みどりの基金」の充実を図ると共に、他の財源の活用を検討します。さらに環境の変化に対応できるよう関係規定の見直しを適宜行います。



施策41 市民環境会議の充実

- 市民・事業者の環境の保全等に関する取り組みの推進組織として位置づけられ、水と緑と生きものの保全においても、様々な成果を生み出している市民環境会議を継続的に開催し、機能の強化や若い世代の継続的な参加を促す仕組みづくりなど、さらなる充実を図ります。

施策42 環境審議会の提言を生かした計画の推進

- 市長の環境行政全般にわたる附属機関であり、市民・有識者・企業関係者、関係行政機関からなる環境審議会の提言を生かして計画を推進していきます。

施策43 市民の声を生かした計画の推進

- 重要事項の決定時には市民参加の指針に基づき、適切に市民意見を聴取するとともに、協働団体の意見、窓口やご意見箱での市民の声を十分に聴き計画を推進していきます。

施策44 多様な市民活動の支援・充実

- 水と緑と生きものの保全にかかる支援を行っていきます。
- 市民環境会議や、インターネット等を通じた団体相互の情報交換の機会を作ります。
- 団体の活動を広く市民に伝え、活動のすそ野を広めていきます。
- 生物多様性について、今後、長期にわたる施策を実現するためには、市民による過去からの生きもの調査資料を集積、活用し、自然環境の変化に即した対応ができるような体制構築を検討します。

施策45 国・東京都・近隣市との連携

- 市単独で対応できない問題には国や東京都、多摩北部都市広域行政圏協議会などの近隣市等と連携して取り組みを進めます。
- 市民活動団体の広域的な活動を推進します。

施策46 整備資金(みどりの基金等)の充実

- みどりの基金の多くが、宅地開発の際に緑の整備に代えて行われる開発事業者からの寄附となっています。今後はより多くの市民が参加できるよう、制度の運用を工夫していきます。
- より多くの財源を確保するため、さまざまな制度の活用を検討します。

施策47 関係規定の適正化

- 本計画の実行に伴い、条例等による規制でなければ対応できない事案が生じた場合には、規定の適正なあり方について検討を行っていきます。

コラム 12

水と緑と生きものに関わる 市民活動について

市内では、環境保全を目的とした団体や、地域の自治会の活動が活発に行われてきました。しかしながら、活動参加者の固定化及び高齢化、そして新規加入者の減少が多くの市民団体で課題となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動の機会も減ってしまいました。

これまでに積み上げてきた活動を継続し、より充実させるためにも、参加者のすそ野を広げる対策を検討するほか、学校等における環境学習の支援や、企業・学校・行政との協働での活動も推進していく必要があります。

以下に、環境フェスティバルに出展している団体等を紹介します。

東久留米湧水・清流研究会	株式会社イトーヨーカ堂東久留米店
落合川の自然を守る会	東久留米市市民環境会議
東久留米水辺の生きもの研究会	都水道局東久留米サービスステーション
川ぴか森ぴかチーム	東久留米医師会
小山茶園サポーターズクラブ	東久留米ほとけどじょうを守る会
向山緑地・立野川勉強会	オモチャと文房具のリサイクルの会
学校法人自由学園	日本ボーイスカウト東京連盟東久留米第一団
東久留米の井戸水位を調べる会	スポーツクラブルネサンス東久留米
南沢水辺公園のなかまたち	東久留米市建設業協会
東久留米自然ふれあいボランティア	一般社団法人三多摩共助推進市民協議会
NPO 法人東久留米の水と景観を守る会	東久留米ヒンメリの会
柳窪の環境・景観の保全を考える会	社会福祉法人椎の木会第二どんぐりの家
東久留米バードウォッチングの会	東久留米市コミュニティサイト運営委員会
東久留米市立小山小学校	おちゃわんリサイクルの会
東久留米市神宝小学校	東京土建一般労働組合清瀬久留米支部
東久留米市第二小学校	東久留米図書館友の会
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	JA 東京みらい東久留米地区青壮年部
グローブライド株式会社	東京ガス株式会社
柳泉園組合	東多摩再資源化事業協同組合
放射能から子どもを守る会	HAS（ホームアニマルソサエティ）
東久留米市環境美化推進員連絡会	公益社団法人雨水貯留浸透技術協会
多摩の自然環境を守る会	東久留米・川クラブ

※ 「かんきょう東久留米（令和2年度版）」より引用・加筆（順不同）



コラム13

みんながこのまちの生きものの係

”水と緑と人のネットワークづくりをめざして”策定されている東久留米市第二次緑の基本計画を見直し、新たに生物多様性地域戦略とするために、2016（平成28）年9月と、2017（平成29）年11月に環境シンポジウムが開かれ、市内の生きものを守っていくための話し合いや、市民による生きものの観察・学習・調査の発表会などを実施してきました。

また市では、環境フェスティバルでの展示のほか、発見した生きものを報告するためのオンラインフォームを作成しており、今後誰もが手軽に生きもの調査を行えるようになることが期待されます。

日本列島は南北約3,000kmあり、四季の変化もあります。そして東久留米市では、農事日誌をつけている農家の方々がいます。わたしたちも、身の回りの生きものがどのように暮しているか、気をつけて観察してみましょ。これからは、みんながこのまちの生きもの係となって、身のまわりの自然と生きものを観察記録し、発表して地域の状況を共有し、データを蓄積し、今後はそれを利用して生物多様性に配慮した保全を考えていきましょう。また、水と緑と人のネットワークをつくり、東久留米の生きものがおちついてくらすようにしていきましょう。

第3章 第三次緑の基本計画
生物多様性戦略

みんながこのまちの生きもの係
いしものがかり
東久留米市 環境シンポジウム
守ろう
私たちが

ホスラー協力 第3回ホスラー・インクルーシブな中学生の部会 滝崎 瑞希さん
中央中学校3年生 伊藤 瑞希さん

緑や川など豊かな自然がある東久留米市にはどんな生物がいるのかな？
これからのように守っていくのかな？私たちができることはなんだろう？
今後、生物多様性地域戦略を策定し、取り組みを進める為の最初のお話です。
内容：「生物多様性の保全とは？」
関口 伸一氏（公益財団法人トトロのふるさと基金 理事、壺塚中学高等学校 教諭）
「東久留米市の生物調査の結果について」
小川 豪司氏（アジア航測株式会社）
日時：2016年9月10日（土）14:00～16:30（13:30受付開始）
場所：東久留米市役所1階市民プラザホール
入場無料 定員先着80名、直接会場へお越しください。
お問い合わせ先 ■東久留米市役所環境政策課 ☎042（470）7753

みんながこのまちの生きもの係 Part 2
～小さな観察は大きな地球につながっている～

11/19 (日) 午後1時半～4時半（1時から受付開始）
市役所1階屋内ひろば 先着80名 入場無料

発表
東久留米の緑・水・生き物について学習している市内の小学生と自由学園の学生による環境学習の発表をします！
生き物を守る緑の基本計画と合わせて考えます。

「市内の環境学習について」
第十小学校4年生、本村小学校5年生
「学園内の野生草木を中心とする生物調査」
自由学園最富学園庭園・自然環境（草本・灌木）グループ
「東久留米の生きものたち」
緑の基本計画検討部会委員

「学園内のエビ類調査の報告」
自由学園男子部川管理グループ（指導：埼玉県漁協調査担当者）
「向山緑地を中心とする生物相の調査研究および生物多様性について」
自由学園最富学園（自然の理解と創造ゼミ卒業研究）多摩六都科学館
「向山緑地の保全活動の報告」
自由学園最富学園・向山緑地・立野川勉強会

東久留米市環境安全部環境政策課 ☎042-470-7753

皆様が観察、発見した「生きもの」の報告をお願いします。

